

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成26年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成26年5月23日(金) 午後2時00分～午後2時50分
3 開催場所	富津市役所 2階 第二委員会室
4 審議等事項	議件 (1)平成26年度国民健康保険税の按分率(案)について(諮問事項) (2)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項) 報告事項 (1)平成25年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
5 出席者	委員 杵崎兆延 飛澤三郎 鮎川和子 齊藤千代子 山寄智子 高梨良勝 福原敏夫 永井庄一郎 松原和江 事務局 佐久間清治 前沢幸雄 村上泰隆 渡邊房男 藤寄 勉 栗本聖子 原 沙織
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成26年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成26年5月23日(金) 開会 午後2時00分
閉会 午後2時50分
- 2 場所 富津市役所 2階 第二委員会室
- 3 出席委員
杵崎 兆延 (1号委員)
飛澤 三郎 (1号委員)
鮎川 和子 (1号委員)
齊藤 千代子 (1号委員)
山寄 智子 (2号委員)
高梨 良勝 (3号委員)
福原 敏夫 (3号委員)
永井 庄一郎 (3号委員)
松原 和江 (3号委員)
- 4 欠席委員
三枝 奈芳紀 (2号委員)
加藤 大介 (2号委員)
平川 惠敏 (2号委員)
- 5 議件
(1) 平成26年度国民健康保険税の按分率(案)について(諮問事項)
(2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
(諮問事項)
- 6 報告事項
(1) 平成25年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 7 その他
- 8 事務局職員
佐久間市長 前沢健康福祉部長 村上納税課長
渡邊国民健康保険課長 藤寄国民健康保険係長
栗本特定健診推進係長 原主事

栗本係長

ただ今より、平成26年度第1回富津市国民健康保険運営協議会をはじめさせていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、9名の委員の方に出席いただいております、その過半数を超えておりますので運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2、「会長あいさつ」でございます。高梨会長よりごあいさつをお願いいたします。

高梨会長

皆さん、こんにちは。

非常に気温の変化が激しい中、またお忙しい中お集まりいただきましてご苦労様です。今日はご案内のと通りの按分率を中心とした問題について皆さん方に慎重に審議していただきたいと思っております。

昨今、いろいろと国民健康保険について私のところにも意見がございまして、やっぱり今、非常に注目を浴びている我々の仕事でございます。予算では70億円計上しても難しいという事態となりました。今から35年前の話ですが、17億ぐらいで済みました。ところがいつの間にか70億円、しかも一般会計の半分に相当する額ぐらいを当てないと運営ができないという状態でございますから、非常に市民の目も厳しくなっております。その中でもやっぱりこの問題なしには毎日の健康維持ができない訳ですから、ひとつ皆さん方の知恵を十分絞っていただきまして、市民の皆様方の期待に応えられるよう全力で努力したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

栗本係長

ありがとうございました。

次に、次第の3、「市長あいさつ」でございます。佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。

佐久間
市長

こんにちは。本日は、たいへんご多用の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より国民健康保険事業の運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、急速な高齢化の進展、就業構造の変化や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加に加え、景気の低迷等による低所得者の増加を受け、国保財政は極めて厳しい運営状況にあります。

こうした中で、昨年8月に、国保保険者の都道府県移行などが提言された、「社会保障制度改革国民会議報告書」がまとめられ、また、12月には社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方など法的に明示した「プログラム法」が施行されました。その中では、国保保険者や国保運営等の在り方を検討し、平成26年度から平成29年度を目途に必要な措置を講ずることが規定されております。

今後は、再開された厚労省と全国知事会、全国市長会及び全国町村会からなる「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」による議論など、国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、医療費の適正化・抑制に鋭意努力してまいり所存でございますので、委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の会議内容につきましては、報告事項として1件、議題として2議件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

栗本係長 続きまして、次第の4の職員紹介でございます。健康福祉部長の前沢より職員の紹介をいたします。

前沢部長 ただいま紹介いただきました前沢と申します。正司部長の後任ということで着任しましたので、よろしくお願いいたします。私の方から平成26年4月1日付けの人事異動によりまして、職員に変更がございましたのでご紹介をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険課長の渡邊房男です。

長寿医療係長の渡邊覚です。

国民健康保険係主任主事の萱野です。

国民健康保険係主事の渡邊です。

国民健康保険係主事の鳥海です。

長寿医療係主事の竹之内です。

特定健診推進係保健師の金瀬です。

国民健康保険係主事の原です。

以上よろしくお願い申し上げます。

栗本係長 それでは、次第の5の報告事項に入るわけですが、富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は、高梨会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

高梨会長 それでは規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。

それでは最初に報告事項(1)平成25年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について審議をしていただきたいと思いますので、事務局の説明を求めます。

藤寄係長 それではお手許に配布させていただいております資料に基づいて、報告事項(1)平成25年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込についてご説明させていただきます。

それでは、お手許の資料の1ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に、3月補正後の平成25年度予算現額、

その右の(b)列に、平成25年度決算見込額、更にその右に、決算見込額から予算現額の差引き額、参考としまして、平成24年度決算額を記載し、表の右半分に科目ごとの説明を記載しています。

それでは、歳入について、科目ごとに決算見込額と、予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

なお、この決算見込額は、平成26年4月末において捕捉している内容を基に見込んで記載しております。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しています。17億9,852万4千円の決算見込で、予算現額に対して3,911万9千円の減となる見込みです。これは、3月補正の時点で現年度分86,93%、滞納繰越分16,79%と平成24年度決算収納率を目標と想定した収納率が、4月末時点では、現年度分が、86,26%、滞納繰越分が、14,85%と主に確定した滞納繰越分が目標とした収納率より1.94%減となることが要因と考えます。

次に国庫支出金です。合計で15億9,084万1千円の決算見込で、予算現額に対して4,227万円の増額となる見込みです。これは、④の療養給付費等負担金の算定係数の変動(1⇒1.05537724088)による負担金の増と、⑦の調整交付金について、算定の基礎となる保険給付費が当初予算算定時と比較し減であったことなどから、普通調整交付金部分は減額となるものの、経営姿勢が良好である団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調が前年度と同額の交付7,600千円が確定されたことにより増額となることが主な要因でございます。

なお、療養給付費負担金は、一般被保険者の保険給付費等の32%相当額が交付されるものですが、8か月分の給付実績額と、4か月分の給付見込額の合計額に補正係数を乗じて交付されているため、平成26年度においてその精算を行うこととなります。

また、⑤の特定健康診査等負担金、及び⑨の高齢者医療制度円滑運営事業補助金についても平成26年度において精算を行います。

次に⑩の療養給付費等交付金です。この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。1億9,943万4千円の決算見込みです。これも、平成26年度に精算を行います。

次に⑪の前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う目的で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

16億3,492万5千円の決算見込みです。

内容は、平成25年度の概算交付金16億685万2千円に、平成23年度の概算交付額が過少交付だったことによる平成23年度精算額2,807万3千円を加えたものでございます。また、この平成25年度の概算交付金は、翌々年度の平成27年度に、

精算を行うこととなります。

次に県支出金です。合計で3億9,079万1千円の決算見込で、予算現額に比べ1,559万5千円の増が見込まれます。こちらにつきましては、その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増が主な要因でございます。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から、前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が、千葉県国民健康保険団体連合会で行っている高額医療費支払いのための再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額に比べ3,431万1千円増の7億5,109万9千円の決算見込みとなります。

次に繰入金です。予算現額の6億7,515万8千円に対して1億3,807万3千円減の5億3,708万5千円の決算見込みです。一般会計繰入金では、物件費繰入金、及び出産育児一時金繰入金の減少が主な要因でございます。

なお、国民健康保険基金繰入金については、3月時点の収支見込により1億1千万円の取崩を見込み繰入をしました。

次に繰越金です。平成24年度からの繰越金で2億3,089万2千円です。

次にその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料、国民健康保険税の延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、国民健康保険基金の利子などの収入で、1,549万2千円の決算見込です。

以上の歳入の合計で予算現額に対しまして6,607万9千円減の71億4,908万3千円の決算となる見込みです。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

まずAの総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で1億6,512万2千円の決算見込みです。この部分はすべて一般会計から繰入が行われます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして1億5,990万2千円減の44億8,424万6千円の決算見込です。

これは、12月の支払時点で4.24%と見込んだ保険給付費の対前年度伸び率が1.84%の伸びだったことによるものです。

次にGの後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、8億7,883万3千円の決算見込となります。

内容は、平成25年度の概算納付額9億1,043万5千円から平成23年度の超過納付額3,167万4千円を控除し事務費72千円を加えたものです。また、この平成25年度の概算納付額は、翌々年度の平成27年度に精算することとなります。

次にHの前期高齢者納付金等は、高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う前期高齢者交付金の被保険者数割の

社会保険診療報酬支払基金への拠出金で87万5千円の決算見込みです。これも平成23年度の精算分と平成25年度の概算納付分です。

次にIの老人保健拠出金は、平成20年度に社会保険診療報酬支払基金へ概算納付してあります事務費拠出金の精算分で3万6千円の決算見込みです。

次にJの介護納付金は、介護保険給付費の29%相当額を医療保険者として負担するために社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので3億7,595万9千円の決算見込みとなります。

内容は、平成25年度概算納付額3億8,303万1千円に平成23年度の超過納付額707万2千円を控除したものでございます。これも翌々年度の平成27年度に精算を行うこととなります。

次にKの共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で事業運営する医療費の額が30万円を超える場合の高額医療費の支払いのための再保険事業である共同事業に対する拠出金で千葉県全体では年度当初に想定していた高額医療費の基準拠出対象額が減少したことなどから、予算現額に対して5,076万8千円減の7億4,150万8千円の決算見込となります。なお、拠出金の確定時期が2月中旬であるため3月補正には諮れず、決算見込額との差引きにつきましては、5,076万8千円の減額となっております。

次にLの保健事業費につきましては、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用及びレセプト点検などの費用で予算現額に対して2,158万円減の7,563万3千円の決算見込みです。

次にMのその他の支出につきましては、基金積立金、国民健康保険税の過誤納還付金、国県支出金返還金、予備費などで、予算現額に対しまして736万5千円減の2億4,275万5千円の決算見込みです。

以上の歳出を合計しまして、69億6,496万7千円の決算見込みとなり、歳入決算見込額71億4,908万3千円から差し引きすると1億8,411万6千円の剰余金が生ずる見込みですが、一方単年度収支で見ますと2ページの一番下に記載のとおり実質単年度収支は180万2千円のマイナスとなる見込です。

なお、実質単年度収支ですけれども、今回載せた訳ですが、例えばなんですけれども、一般の家計を例として説明を申し上げますと、余裕がある月につきましては貯金をしたり、あるいは、苦しい月のときは貯金を下ろしたり前月の余ったお金を使ったりしながらやりくりをしたいと思います。こういった資産の増減につながることをしなかったものとして、単純に1か月の給料と生活費のバランスがどうなっているかを見た場合にどうかと考えたものが、実質単年度収支となります。つまり、平成25年度の国保の実質単年度収支につきましては180万2千円の赤字となり、貯金を下ろして補てんをしているという状況になると考えていま

す。

なお、平成26年度の国民健康保険基金残高は、およそ3億5千万円を見込んでおります。

以上で、報告事項(1)の「平成25年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。

高梨会長 　ただ今、事務局より説明がありました。何かご質問はございますか。

松原委員 　2ページの保険給付費のB療養給付費の歳出について、予算よりも約1億円少なくなっている主な要因は何ですか。

藤寄係長 　12月の支払時点で、4.24%と見込んだ保険給付費の対前年度伸び率が、4月支払分まで見た中では、1.84%の伸びに収まったことが主な要因と考えています。

松原委員 　そうしますと、たとえばインフルエンザがもっと流行すると思ったのに使わなかったという、そういうことですか。

藤寄課長 　毎月の前年度との比較がありますが、その中では前年度と大差はなかったという結果になっております。

松原委員 　単年度収支についてお伺いしたいのですが、単年度収支は実質マイナス180万円足りなかったということですが、数字を入れてみますと歳入総額が71億4,900万円、歳出総額が69億6,400万円、繰越金が2億3,100万円ということですね、基金積立金の金額を教えてください。

藤寄係長 　基金積立金は1億5,497万4千円です。

松原委員 　基金取崩額はいくらですか。

藤寄係長 　基金取崩額は1億1,000万円です。

松原委員 　単年度収支は180万円の不足が出たのだけど、平成26年度の基金積立金の残額は、3億5千万円ということですが、平成26年度ということは、今あるお金ということですか。平成25年度の決算のときはいくらですか。

藤寄係長 　平成26年度の基金残高につきましては、平成26年度の当初予算を組む中で3億4,800万円ほどの基金の繰入れを予算化させていただいておりますので、残りの額が、残高として3億5,000万円となります。

松原委員 　そうなりますと、平成25年度の決算の時の基金残高はいくら

ですか。

藤寄係長 5億9,571万2,257円になります。

高梨会長 インフルエンザが流行すると、どのくらい医療費がかかりますか。

前沢部長 平均的な医療費としては、一人当たり約1万円くらいが診療報酬等でかかります。

高梨会長 足りなくなった場合は一般会計から繰り入れをしますか。

松原委員 基金があるではないですか。

高梨会長 そういう場合ですよ。

佐久間市長 一般会計から補てんしなくて済むような運営をしたいと考えています。

高梨会長 他に何かご質問はございますか。
なければ報告事項を終了し議件に入ります。
議件(1)「平成26年度富津市国民健康保険税の案分率(案)」について、事務局より説明を求めます。

渡邊課長 議件(1)平成26年度国民健康保険税の按分率(案)についてご説明申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

按分率の決め方ですけれども、国民健康保険は特別会計ですので、一般会計とは違い、まず歳出がどれだけあるか算出しまして、右図のように保険税が半分、国・県の公費負担が半分ということになっています。ですから、国・県の補助金以外の部分を保険税から、まかなう形となっております。

次に4ページをご覧ください。こちらが平成26年度予算の項目別の概算となっております。

先ほど、報告させていただいたとおり、平成25年度決算見込みでは、1億8,411万6千円の剰余金が発生しますが、一方実質単年度収支ですと、180万2千円の財源不足が見込まれ基金取り崩しによって補てんしております。

平成26年度につきましては、歳出で一番大きな項目である保険給付費の約47億円については、一人当たりの保険給付費の伸びを4.71%と見込みまして、予算を計上していることや、被保険者の減少による保険税の減少が見込まれることなどから、国民健康保険基金を3億4,800万円繰り入れて予算組みをしております。そのように、平成26年度についても、基金繰り入れにより運営を図る状況ですので、今年度の按分率につきましても、3

ページに載せてございますが、昨年度と同様の按分率で継続していくということで判断いたしました。

以上で、議件（１）の平成２６年度国民健康保険税の按分率（案）について説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

高梨会長 只今、事務局より説明がありました。何かご質問はございますか。

松原委員 平成２６年度の当初予算というのは決まっていることですね。決まっていることだから、よろしくないと言っても、審議はできないのではないですか。

福原副会長 按分率だから片方上げれば片方下がるだろうし、トータルで財源の５０％となればいいのだから、全体としての考え方としては地域によっていろいろな意見があるかもしれない。

松原委員 当初予算が決まっているから、それに対してこの按分率がどうかということなんですよ。

福原副会長 そうですね。

高梨会長 それではご了解いただいて、「平成２６年度富津市国民健康保険税の案分率（案）」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 それでは、この旨答申いたします。
続きまして、（２）富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について説明を求めます。

渡邊課長 議件（２）の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令第１３２号）が平成２６年３月３１日に公布されたことに伴い、法改正にあわせて課税限度額の見直し並びに軽減措置の算定における規定の整備を行うため、富津市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

恐れ入りますが、資料１１ページお開きください。

はじめに、主な改正理由についてご説明申し上げます。

１点目といたしまして、今後、高齢化の進展等により医療給付費が増嵩する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、国民健康保険事業会計総額が増加していく中、保険税負担の公平を図る観点から課税限度額の該当世帯を一定の割合に保つため、

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金の課税限度額を12万円から14万円に、引き上げられたことに伴い、改正しようとするものでございます。

2点目といたしまして、所得の低い世帯に配慮した保険税の軽減措置の拡充でございます。

初めに5割軽減の拡充では、2人世帯以上が対象でしたが、単身世帯も対象となり、2割軽減の拡充では、軽減対象となる基準額が35万円から45万円に引き上げられたことに伴い、改正しようとするものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、国民健康保険税条例「新旧対照表」に基づいて改正条ごとに、ご説明申し上げます。

資料7ページをご覧ください。

第2条第3項及び第4項並びに資料8ページの第11条1項の改正につきましては、併せて説明させていただきます。

この改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額等の限度を定めている地方税法施行令（平成26年政令第132号）が改正され、課税限度額が引き上げられました。これに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税限度額を12万円から14万円に改めようとするものでございます。

恐れ入りますが、資料の12ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。

今回の限度額引上げによる影響額につきましては、4月現在の試算になりますが、全体で約752万2千円の増額となる見込みでございます。

次に、資料8ページをお開きください。

第11条国民健康保険税の減額についての改正は、国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計が、一定額以下の場合における減額について規定したもので、いわゆる低所得者世帯に対する軽減額について規定したものでございます。

次に、資料9ページをお開きください。

同条第2号中は5割軽減の拡充によるもので、当該納税義務者を除いていたが当該納税義務者を除くを削り、単身世帯にも軽減の対象とし、同条第3号中は2割軽減の基準額35万円から45万円に改めようとするものでございます。

恐れ入りますが、資料の12ページにお戻りください。

中ほどの表をご覧ください。

今回の軽減の拡充による影響額につきましては、4月現在の試算になりますが、全体で約2,974万2千円の減額の見込みでございます。

なお、軽減分は保険基盤安定制度により国・県・市からの負担で全額まかなわれます。

下段の表をご覧ください。

それでは、条例改正に伴う限度額の引上げと軽減の拡充を合わせた全体の影響額につきましては、全体で約2,222万円の減額となる見込みでございます。

恐れ入りますが、資料の6ページにお戻りください。

改正附則第1項の規定につきましては、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

次に、改正附則第2項の規定につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分について適用し、平成25年度分までは、従前の例によることを定めるものでございます。

なお、この改正する条例案は6月議会に上程する予定でございます。

参考ですが、近隣3市におきましても、同様の改正を、6月議会に上程する予定と聞いております。

以上で、議件(2)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

高梨会長

以上で説明が終わりましたが、何か質問はございますか。

松原委員

12ページの件ですが、限度額が上がることによって、294世帯の方たちの後期高齢者支援分の保険税が上がるということで理解してよろしいかと思うのですが、その294世帯の方たちの所得というのはどのくらいですか。例えば、所得が低くても子どもたち、家族が多いと保険税は高くなると思いますが、どのくらいの所得で限度額を超えるか教えてください。

渡邊課長

モデルケースを作りまして、3人世帯で50代夫婦と子ども1人の場合、給与収入ですと800万、所得でいうと600万、固定資産税が30万ある方が限度額を超えるようになります。

松原委員

そうしますと、子どもがまた1人増えたらまた収入が少なくなってしまう訳ですね。

渡邊係長

そのとおりです。

高梨会長

他に何か質問はありますか。

質問もないようですので、議件(2)の「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

高梨会長

それでは、この旨答申いたします。

なお、答申書の書面については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 続いて、その他ですが事務局から何かありますか。

渡邊課長 その他ですけれども、例年、ホテル千成で行われております、4市合同の運営協議会委員の研修会が7月末から8月上旬に行われる予定ですので、また、運営協議会もあわせて開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、例年10月に行われております。運営協議会委員の視察研修について、実施するかお諮りさせていただきたいと思っております。

高梨会長 これはいかがでしょうか。去年は中止になりましたね。

渡邊課長 去年は台風で中止になりました。

高梨会長 できたらその地域、同じ場所でいいのではないのでしょうか。

渡邊課長 それでは前年と同じ常陸大宮市にもう1度確認させていただいて、日程等調節させていただいてよろしいでしょうか。

高梨会長 よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 厳しい時期ですから、視察をして我々も勉強不足にならないようにしましょう。ではそのように予定してください。
ほかに何かございますか。何でも結構です。

松原委員 富津市の国民健康保険の会計を今年も見ましたら、収支もほとんどで、他の市と比べて基金もだいぶあります。按分は決まっていることなので、その按分を動かしてもどっちかが下がればどっちかが上がるということなので、今協議しても仕方がないと思いますが、他の千葉県54市を比べてみますと、介護保険分と後期高齢者支援金分の均等割という、一人一人かかる金額は皆さんありますが、平等割をつけている市町村が、後期高齢者支援金の場合、5つの自治体しかないんですよ。平等割、つまり世帯割をつけている、世帯にいくらかけるということ。それは5つしかないということ、勝浦市と大多喜町と御宿といすみ市と富津市だけなんです。富津市が3,000円で、いすみ市が4,500円、御宿と大多喜が2,500円ずつ、勝浦が1,250円なんですね。それと介護分も5つの自治体なんですね。

ですから富津市も来年度検討する場合、そのところを検討し

ていただきたいと思います。それが国保税の引上げにならないように、これだけ基金があるのですから、基金を取り崩してとんとんになるようにしてもらいたいと思いますし、できないようでしたら一般会計からの、法定外からの繰り入れもぜひ検討していただきたいと思います。

前沢部長 前期高齢者支援金と介護納付金等を初めて課税するとき、税率等検討した訳ですが、その中において応益割と応能割というのがございまして、それを50対50に近づけなければいけないということがございまして、その中において富津市では所得割と資産割を設けておりますので、税金の按分率の改正が生じた場合はそれらについての資産割をなくすようなかたちで今後進めていかなければいけないと考えています。議員さんの方ですと均等割等をなくしたらいいとのことですが、我々としては資産割の方をなくしていくような方向で、所得割だけの、資産割をなくすようなかたちで少なくしていきたいと考えております。

福原副会長 歓迎します。資産割は私は歓迎します。

松原委員 資産割を採用しているところは18自治体、3分の1ですね。

福原副会長 資産税を払っているんですから。

松原委員 だからそれは歓迎でしょう。

福原副会長 だから大歓迎です。

高梨会長 意見は意見として伺って、ほかに何かございますか。
ないようでしたら、以上で第1回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

(午後2時50分閉会宣言)

ここに署名する。

平成26年5月28日

議事録署名人